

# 監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成26年8月29日)

IF  
CA  
SA

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年8月29日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H26.8.29

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H14	H15.2.21	第2号	意見	時間外勤務の縮減に向けた対応策について	P5	健康福祉局	健康福祉総務課	H26.8.12
No.2	H17	H17.11.18	第27号	意見	防火設備の自主点検に伴う記録作成について	P7		こども園運営課	H26.7.28
No.3	H18	H19.2.21	第1号	意見	指定管理者制度に係る基本協定書の締結について	P10		健康福祉総務課	H26.8.12
No.4	H20	H20.8.15	第9号	意見	被災証明書の迅速・公正な交付の取組について	P4	総務局	危機管理課	H26.8.5
No.5	H22	H23.3.31	第6号	指摘	特定の随意契約に係る公表をすべきもの	P3	健康福祉局	こども園運営課	H26.7.28
No.6				指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3			
No.7				指摘	普通財産貸付台帳を調整すべきもの	P3		健康福祉総務課	H26.8.12
No.8	H23	H23.8.15	第12号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P2	教育局	保健体育課	H26.7.29
No.9		H23.11.18	第22号	意見	同一時期の業務委託発注の在り方について	P8	消防局	総務課	H26.7.24
No.10	H24	H24.8.15	第19号	指摘	食糧費の執行に係る決裁行為を適正にすべきもの	P3	総務局	危機管理課	H26.8.5
No.11		H24.11.22	第23号	指摘	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの	P4	病院局	新病院整備課	H26.8.11
No.12				指摘	見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの	P7	環境局	環境指導課 (適正処理対策室)	H26.7.4
No.13		指摘	概算払を受けた旅費の精算を適正にすべきもの	P8	環境指導課	H26.7.3			
No.14		H25.2.20	第1号	指摘	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの	P2	健康福祉局	健康福祉総務課	H26.8.12
No.15				指摘	業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの	P4			
No.16				指摘	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの	P2		こども家庭課	H26.6.30
No.17				指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3		子育て支援課	H26.7.4
No.18				指摘	業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの	P5			
No.19				指摘	発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの	P5		こども園運営課	H26.7.28
No.20	指摘			歳出予算（手数料）の執行伺を適正にすべきもの	P5				
No.21	H25.3.29			第9号	指摘	工事写真を適正に撮影すべきもの		P4	市民政策局
No.22		指摘	証書類の訂正について適正にすべきもの		P5				

措置 通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
No.23	H25	H25.8.20	第20号	指摘	随意契約に係る執行何決裁を適正にすべきもの	P2	教育局	生涯学習課 (少年育成センター)	H26.7.31
No.24		H25.11.22	第27号	意見	廃棄物処理業務委託契約の履行に係る産業廃棄物管理票の記載について	P5	消防局	総務課	H26.7.24
No.25				指摘	執行何決裁に係る財政審査について	P3			
No.26				指摘	物品管理に係る備品出納保管伝票等への記録について	P4			
No.27				指摘	発注簿に係る事務処理について	P10	上下水道局	給排水設備課	H26.7.4
No.28				指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P9			
No.29		指摘	業務委託契約に係る個人情報の取扱いについて	P12	創造都市推進局	産業振興課	H26.7.29		
No.30		H26.3.31	第9号	意見				労働力確保対策及び雇用促進事業補助金交付について	P4
No.31				意見				埋蔵文化財センターの有効活用について	P9

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局	平成14年度／健康福祉部		
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成15年2月21日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指摘・意見の項目	時間外勤務の縮減に向けた対応策について		
内容	健康福祉部については、事務量の増加などに伴い時間外勤務が多くなっているため、今後においても、時間外勤務の縮減に向けて事務の見直しを進められたい。		
公表文該当ページ	5ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki14/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki14/221.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	健康福祉局 健康福祉総務課
措置結果	時間外勤務の増加については、中核市移行に伴う事務量が増大したものであるが、平成15年度以降、縮減に向けて事務改善や計画的に事業を実施し、時間外勤務の削減を行った。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局	平成17年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成17年11月18日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年7月28日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	防火設備の自主点検に伴う記録作成について		
内 容	<p>市立幼稚園では、消防計画等の規定に基づく防火設備の自主点検が実施されており、その結果については、施設の安全点検記録簿に自主点検の結果を記載する項目を設けて記録している施設が大半を占めているものの、その項目を設けていない施設や、自主点検記録簿を作成していない施設が見受けられたので、今後は、自主点検の結果が明確になるよう、安全点検記録簿に防火設備の自主点検項目を追加するなど、記録の作成を指導されたい。</p>		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/1118.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki17/1118.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課
措 置 結 果	<p>防火設備の自主点検に伴う記録作成については、平成19年度から幼稚園訪問時の諸表簿等確認用一覧の項目に「消防用設備等の自主点検記録簿」を明記し、幼稚園訪問の際に確認を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局	平成18年度／健康福祉部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成19年2月21日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	指定管理者制度に係る基本協定書の締結について		
内 容	<p>指定管理者との協定に規定されるべき内容については、公民パートナーシップ（PPP）の思想に基づき、「地方公共団体と指定管理者の対等な関係」及び「両者の適切なリスク分担」の観点から、両者の関係の基礎を明確に示さなければならないが、高松市総合福祉会館の指定管理者として非公募により選定された財団法人と高松市が締結した基本協定書については、基本協定の目的、指定管理者の指定の意義、信義誠実の原則及び緊急時における市への報告等対応が明記されていないので、今後、指定管理者制度に係る基本協定書を締結する場合には、施設の設置目的を踏まえ、両者の関係の基礎が明確になるよう、協定の目的などを盛り込んだ基本協定書の締結を検討されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	10ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki18/221.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki18/221.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>指定管理者制度に係る基本協定書の締結については、平成21年度から、公募による指定管理者制度を導入し、新たに協定を締結している。</p> <p>この協定を締結するに当たり、監査結果を踏まえ検討した結果、「基本協定の目的」、「指定管理者の指定の意義」及び「信義誠実の原則」については、旧協定書及び募集要項の中で、その趣旨が満たされているものと判断した。</p> <p>また、「緊急時における市への報告等対応」については、平成21年度の協定書から、第29条「安全管理」の中で、緊急時の対応等を記載した安全管理マニュアルの作成等を追記し、適正に協定を締結している。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局	平成20年度／総務部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成20年8月15日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	被災証明書の迅速・公正な交付の取組について		
内 容	<p>高松市第4次行財政改革計画では、被災後いち早い災害復旧を図るため、市災害対策本部調査班（納税課・市民税課・資産税課・地域政策課・国保・高齢者医療課・健康福祉総務課・介護保険課・建築指導課・建築課）において被災証明書の迅速かつ公正な交付を行えるように、平成19年度に交付手続の見直しを検討の上、報告書を作成させることが計画されているが、報告書の作成や交付手続の見直しはなされていないことから、調査班に対し、早期に見直すべき事務や事柄を整理検討の上、報告書を作成させ、地域防災計画に反映されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	<p>被災証明書の迅速・公正な交付については、平成24年2月17日に庁内の関係各課で組織する高松市被災者支援システム等導入検討委員会を設置し、被災証明書を発行する専用のシステム導入の検討を行い、災害発生時などに際し、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業が行えるよう、高松市被災者支援システムを平成24年度末に整備した。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象部局	平成22年度／健康福祉部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成23年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月28日
指摘・意見 の 項 目	特定の随意契約に係る公表をすべきもの		
内 容	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定及び平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、合併町塩江保育所を除く12市立保育所樹木の剪定業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課
措 置 結 果	<p>特定の随意契約に係る公表については、平成24年度から本市ホームページにおいて公表し、適正に事務処理している。</p>



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象部局	平成22年度／健康福祉部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成23年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年7月28日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度高松市立保育所調理室及び調乳室害虫等駆除業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ページ	3ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課
措 置 結 果	高松市立保育所調理室及び調乳室害虫等駆除業務委託契約の仕様書については、平成23年度から労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を追加し、適正に契約を締結している。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象部局	平成22年度／健康福祉部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成23年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指摘・意見 の 項 目	普通財産貸付台帳を調整すべきもの		
内 容	普通財産を貸し付けた場合には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳を調整しなければならないが、高松市社会福祉協議会香川支所用地及び香南支所用地として貸し付けている普通財産については、普通財産貸付台帳を調整していないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	普通財産貸付台帳の調整については、平成23年度から台帳を調整し、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象部局	平成23年度／教育部		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第12号	告 示 日	平成23年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年7月29日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、高松市朝日新町学校給食センター圧力容器性能検査業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ページ	2ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 保健体育課
措 置 結 果	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成については、平成24年度から、労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を仕様書に加え、適正に契約を締結している。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／対象部局	平成23年度／消防局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第22号	告 示 日	平成23年11月18日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	同一時期の業務委託発注の在り方について		
内 容	東救急1号車動態管理装置移設業務委託及び西救急1号車動態管理装置移設業務委託については、高規格救急自動車の更新に伴う既設車載装置の移設を理由として、履行場所は異なるものの、同一時期に同一業者に別々に発注しているが、関連する業務委託については、経費節減や事務の簡素化・効率化の観点から、一括して契約を締結するなど、効率的な契約事務の執行に努められたい。		
公表文該当 ページ	8ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/1118.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/1118.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	消防局 総務課
措 置 結 果	消防車両等の更新に伴う、既設車両からの動態管理装置移設業務委託については、平成25年度に購入した、南消防署円座出張所救急車及び西消防署国分寺出張所救急車への移設業務において、同一時期に一括して契約した。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／対象部局	平成24年度／総務局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第19号	告 示 日	平成24年8月15日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月5日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	食糧費の執行に係る決裁行為を適正にすべきもの		
内 容	<p>支出予定金額が10万円を超えて50万円以下の食糧費の執行については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項及び別表第1執行伺の表第11項の規定により、副市長までの執行伺決裁を受けなければならないが、東北地方太平洋沖地震において被災した水戸市への救援物資（飲料水）購入に係る事務処理については、請求書による支出負担行為兼支出命令のみで事務処理されているので、今後、食糧費の執行を行う場合には、これらの規定により、適正な決裁者までの執行伺決裁を受けられたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	総務局 危機管理課
措 置 結 果	<p>東日本大震災発生直後に、親善都市である水戸市へ救援物資（飲料水）を送付するために行った緊急を要する事務処理については、以後、本課において、同様な事務執行はしていない状況である。</p> <p>このため、是正事務の執行には至っていないが、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項及び別表第1執行伺の表第11項の規定を遵守し、適正な事務処理を行うよう平成26年7月に課内職員全員へ周知した。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／対象部局		平成24年度／病院局	
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月11日
指摘・意見 の項目	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例では、予定金額が500万円未満で契約保証金又は連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条各号を適用した契約保証金免除の根拠規定の記載が必要とされているが、高松市新病院整備に伴う新病院整備地内既存施設アスベスト検査業務委託の見積徴取伺決裁については、契約保証金、連帯保証人がいずれも不要となっているにもかかわらず、従前の表記となっており、また、高松市新病院整備に伴う土地分筆登記業務委託及び高松市新病院整備に伴う用地測量業務委託の見積徴取伺決裁については、契約保証金免除の根拠規定の記載がないものとなっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われない。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	病院局 新病院整備課
措 置 結 果	<p>監査結果報告を受け、直ちに課内会議を開催し、当該報告内容の説明及び適正な事務処理の徹底について周知するとともに、決裁審査に当たっては、文書取扱主任、所属長等が厳正にチェックし、適正に事務処理を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／対象部局	平成24年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第23号	告 示 日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月4日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	見積徴取伺決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが、不法投棄対策用監視カメラ設置業務委託に係る見積徴取伺決裁では、連帯保証人に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	7ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境指導課 (適正処理対策室)
措 置 結 果	不法投棄対策用監視カメラについては、平成24年度から、契約監理課への契約依頼による設置に改めたことから、当室における見積徴取は不要となったが、以後、これに伴う事務処理を適正に行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／対象部局	平成24年度／環境局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第23号	告 示 日	平成24年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月3日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	概算払を受けた旅費の精算を適正にすべきもの		
内 容	<p>高松市会計規則第80条では、概算払を受けた者は、概算払の精算票に証書類を添えて精算することと規定し、旅費計算の手引では、概算払を受けた航空賃に係る精算時の書類として精算命令書、領収書等を貼付した所定の精算書、出張命令簿が必要とされているが、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議用務の県外出張においては、航空機を利用しているにもかかわらず、精算書が添付されていないので、今後、同種の事務処理をする場合には、これらの規定により、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	環境局 環境指導課
措 置 結 果	<p>概算払を受けた航空賃に係る旅費の精算については、平成25年3月6日に出席した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する自治体連絡会議（東京都港区）」以後の旅費の精算時に精算命令書及び領収書を添付しており、適正に事務処理を行っている。</p>



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、健康福祉総務課の造花リボンについては、発注日等の記載がないものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	発注簿の事務処理については、平成25年度から課長補佐が毎月管理台帳を点検するとともに、管理台帳及び発注簿等に係る記録票を作成するなど、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年8月12日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成23年度高松市民生委員児童委員県外研修派遣等事業業務委託契約については、検収調書が作成されておらず、受託者から提出された事業実施報告書に記載漏れがあるなど、その履行に係る検収が行われたことが確認できなかったため、今後、同様の契約を締結した場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 健康福祉総務課
措 置 結 果	<p>民生委員児童委員県外研修派遣等事業業務委託契約については、平成24年度から、契約履行に係る検収及び検収調書を作成し、適正に事務処理を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年6月30日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、こども家庭課のレターケースについては、発注日等の記載がないものや、誤った事務処理がされているものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども家庭課
措 置 結 果	<p>発注簿（物品購入用）の事務処理については、監査結果報告を受け、直ちに発注日等を正しく記載するよう改善し、適正に行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月4日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内 容	平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成24年度児童厚生施設消防用設備保守点検業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課
措 置 結 果	児童厚生施設消防用設備保守点検業務委託については、監査結果報告を受け、平成25年度から仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保についての事項を追加した仕様書を作成し、適正に契約を締結している。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年7月4日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの		
内 容	<p>平成24年度はら病後児保育室職員の検便業務の委託については、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持及び受託者の個人情報保護に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 子育て支援課
措 置 結 果	はら病後児保育室職員の検便業務の委託については、監査結果報告を受け、平成25年度から契約書に個人情報取扱特記事項を追加し、個人情報の取扱いを適正に行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

監査実施年度／対象部局	平成24年度／健康福祉局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月28日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>高松市出納員規則第2条第4項では、会計管理者は、主管の長を審査出納員とし、支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任しているが、発注簿に記載している兼命令処理日と実際の兼命令の起票日が合致していないものや、決裁を受けていないまま執行しているもの、管理台帳と発注簿の記載内容が合致していないものが見受けられたので、今後は、発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課
措 置 結 果	<p>発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理については、平成25年2月20日付けの監査結果報告後、直ちに審査出納員の事務処理の適正化を図るとともに、課員全員に適正な事務処理を日ごろから意識するよう周知徹底し、適正に事務処理を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

監査実施年度／対象部局		平成24年度／健康福祉局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成25年2月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月28日
指摘・意見 の 項 目	歳出予算（手数料）の執行伺を適正にすべきもの		
内 容	100万円を超える役務費（手数料）に係る執行伺決裁については、高松市文書規程第16条及び別表第2第3項の規定により、財政課審査を受けなければならないが、平成24年度高松市立保育所職員等の検便手数料単価契約の締結に係る執行伺については、財政課審査のないまま事務処理されているので、今後、同様の執行伺決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 こども園運営課
措 置 結 果	平成24年度高松市立保育所職員等検便手数料単価契約の締結については、平成25年度から財政課の審査を受け、適正に事務処理を行っている。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

監査実施年度／対象部局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月2日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	工事写真を適正に撮影すべきもの		
内 容	<p>1者を特定して行った契約に係る工事写真については、発注簿等財務処理要領第5項第2号の規定により、別記「写真の撮り方」に従い、工事に着手した日について、工事写真に写し込む小黒板にその日を記載するか、カメラの機能によりその日を工事写真に写し込むこととされているが、峰山墓地敷地内給水管漏水修繕工事に係る工事写真については、着手日の確認ができないので、今後、同種の工事を発注する場合には、同規定により、適正な工事写真を撮影するよう施工業者を指導されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 市民やすらぎ課
措 置 結 果	<p>1者を特定して行った契約に係る工事写真については、発注簿等財務処理要領等により、撮影日を写し込んだ工事着手日の写真が必要である旨を職員に周知するとともに、適正な工事写真の撮影をするよう施工業者を指導してきたところであるが、平成25年3月29日に、再度、所属職員への周知とともに施工業者への指導を徹底した。</p>



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

監査実施年度／対象部局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月2日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	証書類の訂正について適正にすべきもの		
内 容	<p>高松市会計規則第8条第2項では、収支に関する証書類の金額、数量は、改ざん、又はそう入することができず、首標金額を除く文字を訂正又はそう入する場合は、2線を引き、その右側又は上部に正書証印し、訂正削除した文字は、明らかに読むことができるようにしておかなければならないと規定しているが、業務委託や補助金に係る請求書等及び物品購入に係る発注簿について、記載事項の訂正方法が不適切なものが多数見受けられたので、今後は、同項の規定により、証書類の訂正を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 市民やすらぎ課
措 置 結 果	<p>監査結果報告を受け、平成25年3月29日に、課内において、証書類を訂正する必要が生じないよう慎重に事務を処理するとともに、万一、訂正が必要となった場合には、高松市会計規則第8条第2項の規定により適正に処理をするよう、職員への指導を徹底した。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

監査実施年度／対象部局	平成25年度／教育局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月31日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	随意契約に係る執行伺決裁を適正にすべきもの		
内 容	<p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて(通知)」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示され、予定金額が500万円未満で契約保証金又は連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条各号を適用した契約保証金免除の根拠規定の記載が必要とされているが、平成24年度高松地域小・中・高等学校校外特別補導事業の実施に伴う事業計画書の徴取伺決裁については、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に表記されたい。</p>		
公表文該当 ページ	2ページ		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 生涯学習課 (少年育成センター)
措 置 結 果	<p>随意契約に係る執行伺決裁については、平成26年3月27日付け、平成26年度高松地域小・中・高等学校校外特別補導事業の実施に伴う執行伺決裁において、予定金額が500万円未満であり、かつ、連帯保証人が不要のため、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条第7号を適用した契約保証金免除の根拠規定を記載した。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

監査実施年度／対象部局	平成25年度／消防局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年7月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	廃棄物処理業務委託契約の履行に係る産業廃棄物管理票の記載について		
内 容	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2 1 第1項第2号から第4号の規定により、産業廃棄物管理票には、氏名又は名称及び住所、産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地、管理票の交付を担当した者の氏名を記載しなければならないが、感染性廃棄物処理業務委託に係る同管理票には、それらの記載の無いものが見受けられたので、今後においては、同管理票等の記入方法について局内の周知徹底を図るとともに、適正な事務処理体制の確立に努められたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	5ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	消防局 総務課
措 置 結 果	<p>産業廃棄物管理票の記載については、平成25年11月に、同管理票の記入例を作成した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の規定に基づいて記載するよう局内に周知し、以降、管理票を提出する際には、誤記及び記載漏れ等がないかを確認し、適正に記載している。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

監査実施年度／対象部局		平成25年度／消防局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月24日
指摘・意見 の 項 目	執行伺決裁に係る財政審査について		
内 容	<p>高松市文書規程第16条及び別表第2第3項第12号では、高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に掲げる契約に係る使用料及び賃借料の執行伺について、財政課長及びその指名する職員の審査を受けることを規定し、平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」による「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用通知では、単価契約の事務処理について、翌年度以降の各年度においては、契約締結決裁に代えて、当該年度の予算執行内容を記載した1号決裁を作成し、その後同時決裁により支出するものとされているが、消防局及び各署所で使用するコピー機の使用料については、平成24年度及び25年度の予算執行伺決裁は作成されているものの、財政審査を受けていないので、今後、同種の決裁を起案する場合には、これらの規定等により適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	消防局 総務課
措 置 結 果	<p>長期継続契約を締結している「消防局及び各署所で使用するコピー機の使用料」の予算執行伺については、平成26年度の予算執行伺決裁において、財政課長及びその指名する職員の審査を受けた。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

監査実施年度／対象部局	平成25年度／消防局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月24日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	物品管理に係る備品出納保管伝票等への記録について		
内 容	<p>高松市物品会計規則第13条の規定により、物品を出納したときは、備品出納保管伝票等に記録し、物品の授受を明確にしなければならず、また、同規則第49条及び第50条の規定により、物品取扱主任は、その保管備品について現在高調査を行い、同規則第3条に規定する物品の区分及び別に定める物品の分類により整理しなければならないが、消防団用ホース（ホース径65ミリ）などについては、備品出納保管伝票に登録がなされていないので、今後、同種の事務処理を行う場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	4ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	消防局 総務課
措 置 結 果	平成26年度に購入したホワイトボードについて、高松市物品会計規則の規定に基づき、物品出納処理票を作成した。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

監査実施年度／対象部局	平成25年度／上下水道局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月4日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿に係る事務処理について		
内 容	<p>高松市上下水道局発注簿等財務処理要領第4項第1号により、発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならず、また、同要領第5項第1号及び第6項第1号により、工事又は物品を発注しようとするときは、発注簿により課長の決裁を受けなければならないが、給排水設備課のゴム印購入に係る発注簿については、見積徴取日が誤って記載されているので、今後、同種の発注を行う場合には、同要領の規定により、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	10ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	上下水道局 給排水設備課
措 置 結 果	<p>発注簿の事務処理については、課内において、高松市上下水道局発注簿等財務処理要領に基づき、適切な事務処理を行うよう、改めて周知するとともに、平成25年11月22日以降は、記載内容に記載漏れや誤記入のないよう再確認を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

監査実施年度／対象部局	平成25年度／上下水道局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月29日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	単価契約に係る契約書の作成について		
内 容	高松市契約規則第21条第1項ただし書の規定により、単価による契約を締結する場合には契約書の作成を省略することができないが、平成25年度検便検査業務委託については、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	9ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	上下水道局 浄水課
措 置 結 果	単価契約に係る契約については、平成26年度において、請書による契約を改め、高松市契約規則第21条第1項ただし書の規定により、契約書の作成をした。

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

監査実施年度／対象部局	平成25年度／上下水道局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	平成25年11月22日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月29日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る個人情報の取扱いについて		
内 容	平成25年度検便検査業務の委託契約については、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その請書には、秘密保持及び受託者の個人情報保護に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	12ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	上下水道局 浄水課
措 置 結 果	個人情報を取り扱う事務が含まれる契約については、平成26年度の契約において、秘密保持及び受託者の個人情報保護に関する条項を盛り込み締結した。



## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

監査実施年度／対象部局	平成25年度／創造都市推進局		
指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第9号	告示日	平成26年3月31日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月3日
指摘・意見の項目	労働力確保対策及び雇用促進事業補助金交付について		
内容	<p>平成24年度予算の執行方針では、予算計上済みといえども、さらに補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは特に留意し、より適切な執行に努めることとしているが、平成24年度労働力確保対策及び雇用促進事業補助金については、収支予算額に対して収支決算額がかい離しているとともに、繰越金が存在しているので、今後は補助金の減額も含め、適正な交付について検討されたい。</p>		
公表文該当ページ	4ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局 産業振興課
措置結果	<p>労働力確保対策及び雇用促進事業補助金の適正な交付について検討した結果、平成23年度から実施している、事業費の1割の補助を継続し、今後とも、事業規模に応じた金額を補助することとした。</p>

## 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.31

監査実施年度／対象部局	平成25年度／創造都市推進局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成26年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年7月14日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	埋蔵文化財センターの有効活用について		
内 容	<p>平成24年8月に四番丁スクエア内に設置された埋蔵文化財センターについて、オープン以降の利用状況を調査したところ、埋蔵文化財の拠点施設として、市民への積極的な活用が十分に図られていないように見受けられた。</p> <p>高松市創造都市推進ビジョンでは、産業、ものづくり、観光、文化・スポーツ、国際交流などに関する施策を一体的に推進することにより、高松の都市ブランドイメージの向上を積極的かつ効果的に図るとしていることから、同センターの立地条件を生かし、局内外の連携による情報提供や事業内容の充実など、施設の有効活用及び利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	9ページ		
公表文への リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/331.pdf</a>		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 文化財課
措 置 結 果	<p>埋蔵文化財センターの有効活用については、平成26年度の情報公開・体験事業として「埋蔵文化財センター春の体験学習」（4月3日開催）、「夏休み講座 城下町の遺跡を歩いてみよう」（8月5日開催予定）を新たに企画したほか、同センターの展示室では「平成25年度遺跡発掘調査速報展」（会期：4月1日～8月29日）を開催している。また、これらの周知については、ホームページ、市報、資料提供等を活用し、利用率の向上に努めている。</p>